

## マレーシアにおける並行輸入 【その2】



SKRINE

Kuek Pei Yee

Sri Richgopinath

Skrine 事務所は 1963 年設立したクアラルンプールにある総合法律事務所で、知的財産権関連の弁護士・弁理士数は 15 名である。出願、訴訟共にマレーシアで有名な事務所である。Kuek Pei Yee 氏は知的財産部門のパートナー弁理士である。Sri Richgopinathi 氏は知的財産部門の弁護士である。

マレーシアでは、判例法上において、真正品の並行輸入は禁止されていないと考えられる。ただし、商標の登録権利者は他の地域での製造および販売を承認した製品についての処置を規制する権利を有しており、並行輸入の自由はかかる権利の制限を受ける可能性が高い。

本稿は、マレーシアにおける並行輸入について紹介する全 2 回のシリーズの後編。

### 【その1】からの続き

最近の Tien Ying Hong 事件における立場は、商標の登録権利者が権利の及ぶ地域での商標の使用を決定する排他的権利を有するべきであるとの Colgate-Palmolive 事件の主張を支持するものと思われる。残念ながら Colgate-Palmolive 事件は弁護士によって判例として取り上げられず、裁判所によって検討もされなかったため、該商標の使用が、領域内での登録権利者によるものでなく、外国商標の援用であるというすべての主張が採用され適用されるかどうか、現時点では断言することはできない。

要約すると、真正品の並行輸入はマレーシア商標法では禁止されていないと考えられる。しかし、登録権利者は他の地域での製造および販売を承認した製品についての処置を規制する権利を有しており、並行輸入の自由はかかる権利の制限を受ける可能性が高い。

実施権者については、商標の登録権利者がライセンス製品の販売の領域および方法に関する制限を課すことができると考えられる。契約書に記載される制限の表現によっては、実施権者が製品を第三者に販売し、その第三者が該製品を領域外に持ち出し、そこで販売するという事態を防ぐ効果をもたらさない場合がある。

マレーシアの判例法から得られる原則に基づけば、商標の登録権利者から契約上の制限を課されていない第三者が、マレーシアに製品を合法的に輸入し、取り扱うことは排除できないと考えられる。マレーシアに並行輸入された製品の販売を制限しようとした場合、登録権利者は製品や包装に注意書きを付けるなどして、一般市民に当該制限を周知させるための積極的な措置を講じることが求められよう。

マレーシア競争法が2012年1月1日に発効した。競争抑止行為の禁止を定める主な二つの規定は第4条（水平的および垂直的な協定の禁止）と第10条（独占的地位の濫用禁止）である。

#### **マレーシア競争法第4条 水平的および垂直的な協定の禁止**

(1)企業間の水平的および垂直的な協定は、当該協定が市場における商品またはサービスの競争を明確に防止し、制限し、歪める目的または効果を有する限りにおいて、禁止される。

(2)第(1)項の一般性を損なうことなく、企業間の水平的協定であって下記の目的を有するものは、市場における商品またはサービスの競争を明確に防止し、制限し、歪める目的を有するとみなされる。

- (a)直接間接を問わず購入価格または販売価格、その他の取引条件を固定すること
- (b)市場または供給源を共有すること
- (c)下記を制限または支配すること
  - (i)生産
  - (ii)市場のアウトレットまたは市場のアクセス
  - (iii)専門的な技術開発
  - (iv)投資

(d)入札談合を行うこと

(3)本条で禁止されている協定の当事者である企業は、禁止事項の侵害の責を負うものとする。

### マレーシア競争法第10条 独占的地位の濫用禁止

(1)企業は単独か共同かを問わず、商品またはサービスの市場における優勢な立場を濫用するに等しい行為をなすことを禁止される。

(2)第(1)項の一般性を損なうことなく、優勢な立場の濫用には下記が含まれる。

(a)直接間接を問わず、不当な購入価格または販売価格その他の不当な取引条件であって、消費者の損害となるようなものをサプライヤーまたは顧客に課すこと

(b)下記を制限または支配すること

(i)生産

(ii)市場のアウトレットまたは市場のアクセス

(iii)専門的な技術開発

(iv)投資

(c)特定の企業、企業グループまたは企業部門への供給を拒否すること

(d)下記のことを引き起こすような異なる条件を、別々の取引相手との同等の取引に適用すること

(i)既存の競合相手による市場への参入、市場拡大または投資を阻止すること

(ii)市場から撤退させること、その他優勢な立場の企業に有能さで引けを取らない既存の競合相手に深刻な損害を与えること

(iii)優勢な立場の企業が参加する市場または川上・川下市場での競争を阻害すること

(e)その性質上または商業的使用上契約の主体と関係のない補足的条件を他の当事者に受諾させることを条件とした契約を締結すること

(f)競合相手に対する略奪的行為

(g)優勢な立場にある企業が、合理的、商業的かつ正当な買い占めの理由がない状況で、供給の乏しい中間製品もしくは競合相手が必要とする資源を自社の必要性を満たすために買い占めること

(3)本条は優勢な立場にある企業が、合理的、商業的かつ正当な理由がある措置を講ずること、または競合相手の市場参入または市場行為に対して合理的、商業的な対応を表す措置を講ずることを禁止するものではない。

(4)企業の市場占有率が特定のレベル以上であるか以下であるとの事実は、それ自体で、当該企業が市場における優勢な立場を占めているか否かを結論づけるものではない。

一般的には、並行輸入は国内市場での競争を促進し、顧客の選択肢を広げるものとみなされるため、並行輸入の禁止ならびに抑制は競争の制限とみなされる。

並行輸入を阻止する措置を講ずる過程において、商標権者が競争法第4条に反するか、競争法第10条に記載する市場での優勢な立場を濫用するような契約上の条件を課す場合、競争法規定適用の引き金になるであろう。

競争法の施行により、マレーシア競争委員会は、競争法との対比の中で、知的財産権および知的財産権所有者の権利の取り扱いに関する一定の指針を作成し、公表することが期待されているが、この指針は現在まで作成されていない。また、現時点では、知的財産権の問題に基づく協定に関する一括適用免除についても告示されていない。

このような状況から、商標の一括適用免除が告示され実施されるまでは、競争抑制的とみなされる可能性がある契約上の条件を実施契約に盛り込もうとする実施許諾者に対しては、十分に慎重な対応と、マレーシア競争委員会への免除の申請が推奨される。

本稿の記載については一般論であり、商標法および競争法に基づく並行輸入の取り扱いについて概要を簡略に述べたものである。

## ■ 参考資料

- ・マレーシア商標法 第40条、

- ・ マレーシア競争法 第4条、第10条
- ・ Winthrop Products Inc & Anor v Sun Ocean (M) Sdn Bhd & Anor [1988] 1 LNS 21
- ・ Tien Ying Hong Enterprise Sdn Bhd v Beenion Sdn Bhd [2011] 2 CLJ 469
- ・ Colgate-Palmolive Limited & Anor v Markwell Finance Limited & Anor [1989] RPC 497

(完)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)